

小規模事業者持続化補助金のご案内

公募開始 2019年 4月25日(木)

公募締切 2019年 6月12日(水)「最終日当日消印有効」



小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づく、販路開拓などの取り組みに対して、対象経費の3分の2以内で最大50万円を国が補助する制度です。

「市町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者」「買い物弱者対策の取組」のいずれかの場合、上限100万円)

※この補助金は、全国の小規模事業者が対象で、審査があります。必ず、採択になるとは限りませんので、この点をご理解下さい。

申請窓口：日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8 電話：03-6447-2389

URL:<https://h30.jizokukahojokin.info/>

申請書類は本補助金ホームページよりダウンロードして上記申請窓口へ郵送してください。本補助金の申請には庄原商工会議所の指導した事を証明する確認書の添付が必要です。申請をお考えの方は、まず庄原商工会議所までご連絡ください。

◆補助対象となり得る取り組み事例は！

- ①販促用チラシ作成、配布
- ②販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ③商談会、見本市への出店
- ④店舗改装（小売店の「陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
- ⑤商品パッケージ（包装）の改良
- ⑥ネット販売システムの構築など

◆補助を使った取り組み例は！

- ①広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取込を狙ったチラシ
- ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改装
 - ・座敷を掘りごたつにするなどによる集客拡大
- ③商品パッケージや包装紙の工夫、変更
 - ・古くなった商品パッケージのデザインを一新など

庄原商工会議所 電話 (0824) 72-2121